

新型コロナウイルス感染症対策について（第二十二号）

令和2年5月20日
天 理 市
天理市教育委員会

奈良県を含む39県について、「緊急事態宣言」が解除されました。「特定警戒都道府県」に含まれている京阪神の3府県についても、直近では解除水準を満たし、「新しい生活様式」の下、社会経済活動の再開が進んでいます。

もちろん、人の動きが活発化することに伴い、感染拡大の第二波が世界的に懸念される中、本市としても、安易に警戒を緩めることはできません。

他方で、子ども達の教育、預かりについては3月以来、臨時休業や活動の縮小が続いており、学習への影響に加えて、児童生徒の皆さんやご家庭にとって、ストレスやご負担も累積しているのが現状です。

本市よりも感染状況が厳しい大阪府や、近隣の市町村においても感染症対策を徹底することを前提に、6月1日より学校園所の再開が予定されています。

これらを踏まえ、本市においても下記のとおり、6月1日から13日にかけて、学校園所の段階的な再開を行います（6月15日以降の運営については、感染状況を注視し、改めて決定します）。私立の施設についても、市方針に準じた対応をお願いしていきます。

ただし、今後感染リスクが再び上昇するような事態になった場合には、命を守ることを最優先に、改めて対策を取る可能性がありますので、予めご留意ください。

記

1. 小学校及び「預かり」について

- (1) 6月1日から6月12日の二週間、午前中のみ（給食なし）の分団毎、分散登校を実施します（二日に一回の交互登校）。第一週（6月1日～5日）Aグループは「月、水、金」、Bグループは「火、木」の登校とし、第二週（6月8日～12日）は曜日を入れ替えます。
- (2) 分散登校により、室内の密度を半分にし、概ね2mの間隔を開けます。大きな声を出す音楽や、身体的接触を伴うスポーツ等は当面行いません。
- (3) 分散登校を行わない日は、動画の視聴を含めた家庭学習を行います。
- (4) 分散登校の準備のため、5月25日（Aグループ）、26日（Bグループ）を臨時登校日とし、概ね2時間、授業再開についての説明や、臨時休業中の宿題の確認などを行います。
- (5) 健康状態等を考慮され、ご家庭での学習を希望される児童生徒は、週単位の宿題提出と、動画による学習を認め、欠席扱いにしません（家庭学習の選択制の導入）。臨時登校日についても、登校の必要はありませんが、保護者から、電話または郵送により家庭学習を選択する旨の申請を、5月22日までに学校に行ってください。

(6) 登校日以外の曜日に、ご家庭の事情でご自宅にいられない児童については、図書室等を利用して午前中は学校での「預かり」を行い、午後は学童保育所でお預かりします。学童保育所を利用されていないご家庭については、午後学校での「預かり」を継続します。ただし、普段は学童を利用されているご家庭についても、「三密」を避けるため、ご家庭の事情が許す限り、家庭保育をお願いします。

※ 福住校区では、少人数のため、毎日午前中の登校とします（家庭学習の選択はできます）。

※ 学年別の分散登校としない理由は、以下のとおりです。

- ① 同じクラス担任が、ABグループ双方の授業を行える。
- ② 学年別の場合、低学年だけの集団登校には、危険がある。
- ③ 兄弟姉妹がいらっしゃる場合に、一緒に登校できる。

2. 中学校

- (1) 6月1日から6月12日の二週間、午前と午後に分けた分散登校を実施します。クラス毎にAグループとBグループに分け、第一週（6月1日～5日）は、Aグループが午前登校、Bグループが午後登校、第二週（6月8日～12日）は午前と午後を入れ替えます。なお、この期間は、給食はありません。
- (2) 分散登校により、室内の密度を半分にし、概ね2mの間隔を開けます。大きな声を出す音楽や、身体的接触を伴うスポーツ等は当面行いません。クラブ活動も、当面の間は行いません。
- (3) 分散登校を行わない時間帯は、動画の視聴を含めた家庭学習を行います。
- (4) 分散登校の準備のため、5月25日（Aグループ）、26日（Bグループ）を臨時登校日とし、概ね2時間、授業再開についての説明や、臨時休業中の宿題の確認などを行います。
- (5) 健康状態等を考慮され、ご家庭での学習を希望される児童生徒は、週単位の宿題提出と、動画による学習を認め、欠席扱いにしません（家庭学習の選択制の導入）。

3. 幼稚園

- (1) 6月1日から6月12日の二週間は、午前みの保育を行います（お弁当は食べません）。
- (2) 2グループの分散登園（二日に一回の交互登園）とし、第一週（6月1日～5日）Aグループは「月、水、金」、Bグループは「火、木」の保育とし、第二週（6月8日～12日）は曜日を入れ替えます。
- (3) 長時間預かりは、通常どおり実施しますが、「三密」を避けるため、ご家庭の事情が許す限り、家庭保育をお願いします。

4. 保育所

- (1) 6月1日から、臨時休業を終了し、再開します。
- (2) 保育施設全体を活用して、「三密」を避けるようできるだけ努めますが、事情が許すご家庭については、家庭保育を引き続きお願いいたします。家庭保育を実施いただくご家庭については、保育料及び給食費を、今後のお支払額から差し引きます。